

22 日 獣 発 第 322 号

平成 23 年 2 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

## **チーム獣医療提供体制の整備に向けての 動物看護職体制整備声明文について**

本会においては、獣医療の提供において現状では獣医療補助者としての域を出ない動物看護職について、動物臨床技術の進展や診療提供に対する飼育者からの要請が高度化、かつ、多様化してきていることを踏まえ、獣医師とともにチーム獣医療の一翼を担う獣医療従事専門職として、その教育体制及び資格認定などの質保証システムの整備が必要との認識の下で、これまで 10 数年に渡り、関係省庁及び獣医療に係る関係団体・教育機関（以下「関係団体・機関」という。）とともに、その諸体制の整備について鋭意検討してきたことはご案内のとおりであります。

この間、2 年前には一般社団法人日本動物看護職協会が設立されましたが、貴職におかれては同協会の相談役に就任され、各地域において獣医師会公益活動を束ねる立場で同協会の事業運営に種々ご指導をいただいているところであります。

一方、動物看護職の獣医療提供における位置づけについては、これまで本会をはじめ関係団体・機関における要請活動の成果もあり、昨年 8

月 31 日付けで農林水産大臣が公表した獣医療法に基づく第三次獣医療提供体制整備基本指針において、「まず将来的な統一資格化に向け、獣医師が組織する団体等が中心となって、動物看護職に必要な技能・知識を高位平準化するための検討の促進を図る。」ことが明記されたところであります。

動物看護職の獣医療提供における位置づけと、その質保証などの体制整備については、本会の小動物臨床部会動物看護職制度在り方検討委員会において、地方獣医師会をはじめ、民間動物看護職認定主要 5 団体、動物看護職養成教育機関、日本獣医学会、日本動物看護職協会等の関係者により、動物看護職制度の確立に向けた検討を行ってきたところですが、今般、先に示したこれまでの検討の結果を踏まえ、現状において各民間団体により行われている認定試験をまずは統一的な資格認定試験として集約することが、動物看護職の知識・技術の高位平準化、ひいては獣医療提供の質の向上につながる第一歩であるとされ、全国統一の試験と資格認定に向け、引き続き関係機関が連携して対処することで合意し、別添の声明文を委員全員一致により採択した次第です。

地方獣医師会会長各位におかれましては、以上ご理解賜りました上は、声明文の貴会会員をはじめ動物看護職の養成及び雇用を担われる方々への周知に、また引き続きの日本動物看護職協会の事業活動に対するご協力とご支援をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

本件内容の問い合わせ先

日本獣医師会：古賀・中村

T E L : 03-3475-1601

F A X : 03-3475-1604

## チーム獣医療提供体制の整備に向けて

〔 獣医療提供における獣医療従事専門職としての  
動物看護職の位置づけと獣医療の質保証 〕

### 1 はじめに

犬や猫などの家庭動物の一般家庭における飼育が普及し、動物に対する福祉や愛護の意識が国民各層に浸透する中、国民生活において人と動物がより良い関係を築きあげることが重要となってきた。

このような事情を背景に、獣医療提供に対する社会的要請は高まりをみせ、かつ、高度化・多様化してきたが、このような要請に応えるためには、人の医療と同様に、獣医療業務を獣医師と他の獣医療従事者が連携して実施するチーム獣医療体制を構築し、獣医療提供の質の向上を図っていくことが求められている。

特に、家庭動物の診療施設において動物の看護をはじめとする獣医療補助を主たる業務とする獣医療従事者の役割は、獣医療の向上のみならず、飼育者に対する動物の保健衛生指導や動物行動学を基礎とした適正飼育管理の普及推進を図る上で必要不可欠なものとなってきた。

一方、産業動物診療部門、公務獣医療部門（家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の行政・試験研究分野）においては、獣医師専門職の要員不足が指摘される状況にあり、これらの部門においても獣医師の業務を補助する公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成の必要性に迫られている。

## 2 現 状 と 課 題

人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカルスタッフとしての看護師、臨床検査技師、診療放射線技術師等の20種以上の医療専門職が公的資格として制度化され、医師、歯科医師とこれらの公的資格を有する医療従事者によるチーム医療提供体制が整備されている。

獣医療の現状を見れば、国家資格は動物の診療を業務とする獣医師のみであり、獣医師とその他の獣医療従事者によるチーム獣医療提供体制の整備がなされないまま、必要に迫られ獣医師の補助的業務を担う者を雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、獣医師が行う診療の補助業務の他、入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務及び維持管理業務等に従事させているが、その就業環境は未整備で社会的認知も得られていない状況にある。

また、これらの獣医療従事者については、公的資格制度が整備されていない中で、民間の複数の組織がこれらの獣医療の補助業務を担う者（以下「動物看護職」という。）を動物看護師等と称して輩出している事情にあるが、その養成課程の水準は区々であり、動物診療施設などの雇用者側からは、動物看護職について専門職としての技術・知識の到達度の確認が困難であること。また、被雇用者側からは、処遇が安定していないため、安定的な就業職域として望めない等の問題があり、獣医師と動物看護職との責任と機能の分担によるチーム獣医療の提供にはほど遠い状況にある。

## 3 チーム獣医療提供（動物看護職の専門職としての位置づけ）に向けての検討の経過

平成21年4月、動物看護職が専門職として自立するとともに、連帯を強めることにより獣医療に関する質の確保と自らの職域環境の整備を図り、また将来的には、公的資格制度の下で真の専門職としての責務を担う資格者としてチ

チーム獣医療の一翼を担う者となることを目標として、日本獣医師会が呼びかけ、動物看護職の現職の者をはじめ獣医療に係る関係団体、大学・専門学校・専門学校、動物関連企業の賛同の下で、関係省庁のご理解を得て、一般社団法人日本動物看護職協会（会長：森裕司（東京大学大学院教授））が設立された。

また、農林水産省においては、今後、平成 32 年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定め平成 22 年 8 月 31 日に公表したが、基本方針においては、「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護職などの獣医療に携る他分野専門職との連携の必要性と、動物看護職の地位や身分の確立、動物看護職に必要な知識・技能の高位平準化の必要性」が明記された。

さらに、平成 22 年に宮崎県下で発生した口蹄疫の防疫対応の検証及び今後の我が国における防疫体制の改善方向の提案等を目的として農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会（座長：山根義久（日本獣医師会会長））の報告においても、今後あるべき方向性として、「獣医師以外の獣医療に従事する者（動物看護師など）の資格の制度化」が明記された。

このように官民において、動物看護職の資格、知識、技能及び就業環境等の改善の必要性等が指摘される中で、日本獣医師会においては、平成 21 年に動物看護職制度在り方検討委員会（以下「在り方検討委員会」という。）を設置し、民間の動物看護職認定団体、動物看護職養成機関（以下「養成機関」という。）、日本動物看護職協会及び地方獣医師会等が参集し、チーム獣医療提供体制の整備（獣医師と獣医療従事者の連携・役割分担）に向けての方向性について検討が開始され、今日に至った。

## 4 今後の対処の考え方

(1) 在り方検討委員会における検討の結果、チーム獣医療提供体制整備のため

めの専門職としての獣医療従事者の位置づけとその身分の公的資格化については、

ア まず、現状の動物看護職の知識・技術の高位平準化対策として、動物看護職の養成のための教育課程の斉一化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一の実施による「認定動物看護師（仮称）制」への移行を図ること。

イ 次いでアの結果を踏まえ、専門職としての獣医療従事者に係わる新たな公的資格制度の創設に向けての法整備（①動物看護専門職としての業務の範囲の拡充整備、②業務の範囲に見合う人材養成条件の整備、③国家試験による大臣免許の付与など）が必要となること。

ウ 以上を推進することにより、チーム獣医療体制提供のための獣医師と獣医療従事者との役割分担と連携による獣医療の質保証と獣医療従事専門職としての処遇の確保・就業環境の整備に資すること。

とされた。

(2) そこで、まず、統一認定試験を実施するための具体的なステップとして、①当初は、現行の民間の動物看護職認定団体の共同による統一試験問題の作成に取りかかるとするも、これと並行して、②認定動物看護師の資格認定のための全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として「動物看護師統一認定機構（仮称）」（以下「機構」という。）を立ち上げ、今後、同機構において、全国統一試験実施のための出題基準、合否判定基準等を策定した上で、統一認定試験の受験資格、試験実施の内容、試験等実費経費の負担等具体的事項の検討を進めることで決定したところである。

なお、第1回統一認定試験は、平成25年2月の実施を目途とすることと

し、それまでの間（平成 23 年、24 年）は、現在認定を行っている民間団体の共同により動物看護職統一試験協議会（以下「協議会」という。）を設置し、試験出題の範囲、試験問題の統一等の準備を進めた上で、適宜、協議会の機能を機構に移管して第 1 回統一試験・認定の実施に備えることとして関係者間の合意を得たところである。

## 5 さ い ご に

動物看護職の資格認定制度の確立により、知識・技術の高位平準化を図り、獣医師との連携を強化しチーム獣医療体制を整備して獣医療の高度化に資することは、動物看護職のみならず、獣医療、そして獣医療従事者の人材養成を担う教育機関に携わる者にとって永年の希望であり、また、課題でもあった。

今、ようやく実現に向けて社会状況が整ってきたと言え、この機会を逃せば、我が国の獣医療の発展は立ち後れ、すでに動物看護職が制度化されて獣医療の高度化に邁進している欧米との格差は、ますます広がることになる。

我々は、すべての獣医療関係者と教育養成機関の理解を得て、まずは統一的な資格認定を軌道に乗せ、これを普及させることが動物看護職の知識・技術の平準化、さらには公的資格制度への発展につながり、ひいては、獣医療提供に対する国民の信頼に応えるものと信じる。受験資格を有する多くの現役動物看護職並びに教育養成機関において動物看護職養成課程を修了された方及び在学中の方には、今後、整備される統一認定試験を受験していただくよう希望する。

また、動物診療施設、教育養成機関等の獣医療関係者の方には、受験資格を有する者が統一試験を受験する環境作りに協力いただくとともに、平成 25 年春以降に動物看護職を雇用する職場にあっては、認定動物看護師を優先的に雇用し、その知識・技術に応じた処遇をしていただくことが、本制度の定着、さ

らには獣医療の発展につながるとの理解の上、ご協力方、何卒よろしくお願ひする。

平成 23 年 1 月 12 日

- 動物看護職統一試験協議会 会 長 桜井 富士朗
- 全日本獣医師協同組合 理事長 会 亀 昭夫
- 一般社団法人日本小動物獣医師会 会 長 山本 精治
- 特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会 会 長 山崎 薫
- 日本動物看護学会 会 長 高橋 英司
- 公益社団法人日本動物病院福祉協会 会 長 石田 卓夫
  
- 社団法人日本獣医学会 理事長 西原 眞杉
  
- 一般社団法人日本動物看護職協会 会 長 森 裕司
  
- 全国動物保健看護系大学協会 会 長 福所 秋雄
  
- 全国動物教育協議会 会 長 下 蘭 恵子
  
- 社団法人日本獣医師会 会 長 山根 義久
  
- 日本獣医師会小動物臨床部会動物看護職制度在り方検討委員会委員（別紙委員名簿）一同



**日本獣医師会小動物臨床部会  
動物看護職制度在り方検討委員会委員名簿**

細井戸 大成 (委員長)	日本獣医師会理事 (小動物臨床部会長)
高橋 徹 (副委員長)	北海道獣医師会副会長
井上 留美	日本動物衛生看護師協会副会長
大橋 文人	日本獣医師会日本小動物獣医学会監事
会 亀 昭 夫	全日本獣医師協同組合理事長
小嶋 佳彦	新潟県獣医師会 (小島動物病院アニマルウェルネスセンター院長)
桜井 富士朗	日本動物看護学会理事長
下 菌 恵 子	全国動物教育協議会会長
生子 哲男	日本小動物獣医師会副会長
西 原 眞 杉	日本獣医学会理事長
原 大二郎	日本動物病院福祉協会専務理事
福 所 秋 雄	全国動物保健看護系大学協会会長
松 原 孝 子	日本動物看護職協会副会長
森 裕 司	日本動物看護職協会会長